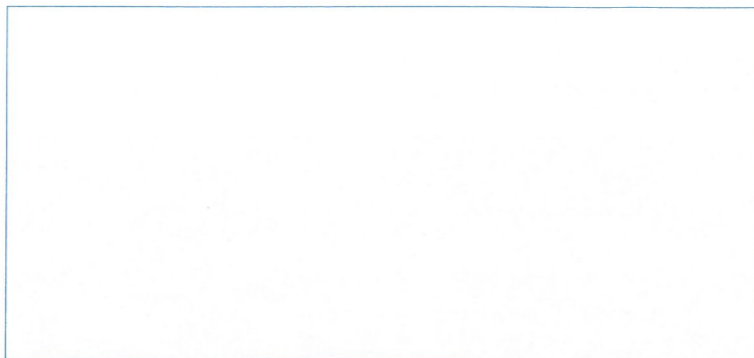


# 令和6年度(令和5年分)給与支払報告書の提出について

市町村コード

472051



宜野湾市役所 税務課市民税係  
〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号  
098-893-4411 (内線1862~1865)

（きりとり）

平素は、本市税務行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、今年も給与支払報告書（「個人別明細書」・「総括表」）の提出の時期となりましたので、「総括表」および、「仕切紙」を送付いたします。  
「総括表」および、「仕切紙」は、給与支払報告書提出時に本状説明のようにご使用ください。  
**関与税理士等から給与支払報告書の提出をいただく場合、必ず関与税理士等への本状の転送をしてください。**

つきましては、必要事項をご記入の上、**令和6年1月15日**までの提出にご協力お願いいたします。

## \*報告書の提出について\*

期限について、令和5年1月31日までとなっておりますが、なるべく**令和6年1月15日**までに提出くださるようご協力お願いいたします。

宜野湾市においては、給与支払報告書の提出は**1部ずつで構いません。**

## \*印字内容の誤りについて\*

本状記載の名称・所在地に変更等がある場合は、朱書きで訂正願います。

裏面もご覧ください

⑥給与支払報告書（総括表）

（きりとり）

追加		訂正		特別徴収義務者 指定番号	
宜野湾市長様 令和 年 月 日提出 コード472051					
給与支払者の 法人番号又は 個人番号		事業種目			
フリガナ		受給者総人員		(他市町村含む)	
名称		特別徴収		人	
所在地	(〒 - )	報告 普通徴収 (退職者)		人	
代表者氏名		普通徴収 (退職者を除く)		人	
連絡者の氏名 所屬及び 電話番号	氏名 (電話)	合計		人	
課 係		所轄税務署		税務署	
会計事務所 等の名称及び 電話番号	(電話)	給与支払方法 と 期 日			
		納入書の送付	要・不要		
税額通知書 の送付先につ いて	市役所からの書類送付を上記の所在地以外に希望・変更される場合には、別添の「特別徴収義務者所在地等変更通知書」を提出して下さい。(変更ない場合は提出不要)				

宜野湾市

（総括表兼特別徴収仕切紙）

宜野湾市

## eLTAX又は光ディスク等による提出義務基準の引き下げ

令和3年（2021年）1月以後提出する給与支払報告書について、前々年における税務署に提出すべき源泉徴収票の枚数が**100枚以上（改正前：1,000枚以上）**の場合、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられました。

例えば、令和3年1月に税務署へ提出すべき給与所得の源泉徴収票の枚数が110枚の場合は、令和5年1月に各自治体へ提出する給与支払報告書については、eLTAX又は光ディスク等により提出する必要があります。

## eLTAX（エルタックス）の利用をおすすめしています

○オフィスや自宅からインターネットを通じて簡単に手続きができます。  
○紙に印刷したり、提出する市町村ごとに分けて郵送する必要がありません。  
○eLTAX用の無償ソフト「PCdesk」で簡単に給与支払報告書を作成できます。

詳しくは「eLTAXのホームページ」をご覧ください。  
(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

資料連番 ↓ (きりとり) 市町村コード 472051

指定番号

## 仕切紙

市・県民税を **普通徴収** する人  
(個人納付)

記号	普通徴収切替理由	人数
a	常時2人以下のお手伝いさんなどのような家事使用人のみの事業所	人
b	給与の支給期間が1月を超える者（給与の支払が不定期な場合を含む）	人
c	退職者または休職者(5月31日までに予定している者を含む)	人
d	税額が支給給与額を上回るため、給与から天引きできない者	人
e	乙欄適用者（他の事業所で特別徴収されている者）	人
f	事業専従者（青色申告者は除く）	人
普通徴収対象者 合計人数		人

重要

給与支払報告書の摘要欄に記号(a～f)の記載が無い場合は、原則として特別徴収となりますので注意してください。

## 【個人住民税普通徴収への切替理由の記入について】

○個人住民税を給与から特別徴収できない方（上記事項のいずれかに該当する方）については、給与支払報告書の摘要欄に該当記号(a～f)をご記入ください。

※ eLTAX等による提出についても同様です。

○上記事項に該当しない方は、法の規定により特別徴収となります。

## 【給与支払報告書（総括表）記載要領】

- 被扶養者の氏名及び個人番号を必ず記載してください。個人番号が不明の場合は、個人別明細書の摘要欄に対象者の生年月日・ご住所を記載してください。
- 前職分の給与を合算する場合、個人別明細書の摘要欄に前職会社名・支払金額・社会保険料等を必ず記載してください。(二重課税防止の為)
- 「連絡者の氏名・電話番号」欄は、この報告書について後日確認をする際に必要となります。必ず記載してください。